

随意契約（相手方指定）調書

件 名	荒川区障害者基幹相談支援センター運営等業務委託	No.5200319
工（納）期	令和１２年３月３１日	
契約締結日	令和７年４月１日	
契約金額	令和７年度 ４０，１６４，５８６円（消費税込み）	

契約相手方	社会福祉法人ソラティオ (法人番号：3011505002519)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考	長期継続契約	

業者選定理由書

件 名	荒川区障害者基幹相談支援センター運営等業務委託
指名業者 (案)	名 称 社会福祉法人ソラティオ 所在地 東京都荒川区南千住2-8-6 代表者 理事長 岡部 正文
特命理由	本件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）に規定する「荒川区障害者基幹相談支援センター」の事業運営を委託するものである。 主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 ① 荒川区障害者基幹相談支援センターは、総合支援法に規定される一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う業者のみ受託することができ、かつ事業の性質上、荒川区の現状を把握している業者が適切である。 主管課において、本事業を行うことができる区内業者8社に対して本事業の履行可否を確認したところ、履行可能と回答したのは上記法人のみであった。 ② 上記法人は、荒川区障害者基幹相談支援センターの開設時から受託しており、豊富な事業実績を有し、多様化・複雑化する相談事例に対して、区及び関係機関等と連携して専門的・総合的な相談支援を実施している。 また、平成27年度から荒川区精神障害者相談支援事業所運営業務委託を受託している等、区内のサービス事業所等への理解や区における障害福祉サービスの状況を把握しており、今後もノウハウを生かした着実な履行が期待できる。 ③ 主管課において令和6年度契約の履行評価を行っているが、利用者等からの問い合わせに適切に対応し、区への情報共有や区内事業所との連携も積極的に行う等、履行状況は良好である。 以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの） ○本件は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの長期継続契約（5年）を締結する。